

一関市復興推進計画

平成 25 年 10 月 18 日

岩手県一関市

1. 計画の区域

一関市全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心として広範囲に甚大な被害をもたらした。本市でも最大震度 6 弱を 2 度も観測するなど、住宅、ライフライン、道路や各種施設等の社会基盤は甚大な被害を受け、本市全体の被害額は約 258 億円にものぼり、現在も復旧に取り組んでいる。また、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の飛散により、健康不安や農林産物等の汚染被害への対策を講じている。

特に本市の基幹産業である工業においては、企業も工場及び生産設備等の損壊に加え、全国的なサプライチェーンの寸断、電力不足などにより生産活動の停滞が生じたため、市内製造業における製造品出荷額は震災前と比べ約 123 億円（約 5.5%）減少するなど、地域経済に甚大な影響を及ぼしている。

このような中で、早期復興に向けて、本市の中核的な産業を担うだけでなく沿岸部での雇用も創出する立地企業の設備投資等を支援するとともに、体力強化と持続的発展に向けた支援を進めることにより、地域経済の活性化と雇用の創出を図る。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市の製造品出荷額等の約 8%（市内第 3 位）、従業者数の約 10%（市内第 3 位）を占める中核的な産業であるはん用機械器具製造業について、立地企業の設備投資等を支援し、雇用機会の拡充を図るとともに、安定した雇用の確保を促進する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本市に立地している株式会社日ピス岩手の親会社である日本ピストンリング株式会社（以下「対象事業者」という。）が、一関東工業団地において、ピストンリング製造機械設備を新設、増設するために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市を含む県南部の北上川流域地域は、岩手県内でも特にものづくり（製造業）を支えている地域であり、県内製造品出荷額の約 70%を占めるなど、ものづくり産業を牽引している。その中でも本市は、事業所数、従業者数、製造品出荷額等において県内上位である。また、一関市工業振興計画を策定し、「人づくりによるものづくり技術力の向上」、「地域企業の活性化と地域連携による競争力の向上」、「企業誘致による産業集積」の3つの基本方針に基づいて各種事業を展開することで市民の雇用の場の創出、市民所得の向上、地域活性化を図っている。

本市のはん用機械器具製造業は、製造品出荷額等の約 8%（市内第3位）、従業者数の約 10%（市内第3位）を占める中核的な産業である。また、本事業は製造品出荷額の約 49%、従業者数の約 62%を占める株式会社日ピス岩手に対して対象事業者が運営を委託して実施するものであり、さらに、今回の生産能力増強に伴う設備投資額は、同業種の平均投資額を大きく上回るものである。

また、運営を受託している株式会社日ピス岩手は本市のみならず、近隣の沿岸部とも密接な関わりがあり、一定の雇用があることに加え、製品製造に必要な部品等の取引の実績があるなど雇用面及び経済面で復興に寄与している。さらに、設備増強後は、沿岸部からの雇用及び部品等の調達を段階的に増やしていくこととしており、これにより沿岸部における雇用及び取引の拡大など、沿岸部の早期復興にも効果が見込まれる。

したがって、本事業による経済効果や雇用効果は大きく、計画の目標である「早期復興に向けて、本市の中核的な産業を担うだけでなく沿岸部での雇用も創出しうる立地企業への設備投資等を支援するとともに、体力強化と持続的発展に向けた支援を進めることにより、地域経済の活性化と雇用の創出を図る」ために必要かつ有効な事業である。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社日本政策投資銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

震災からの復興を支える中核産業である自動車関連産業において、ピストンリングを製造する株式会社日ピス岩手は、本市のはん用機械器具製造業の主要企業として復興をけん引している。

このため、当該計画を実施することにより、株式会社日ピス岩手の生産能力が増強され、生産量及び取引量の増加による関連産業の活性化につながるとともに、雇用の維持、創出に寄与することが期待される。また、本市に隣接する沿岸被災地の地域経済への波及効果も期待される。

これらの効果は、復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力の再生に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、岩手県の意見を聴取した。

また、本市、岩手県、一関商工会議所、株式会社日本政策投資銀行、株式会社日ピス岩手、対象事業者を構成員とする一関市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。